

電気料金への「太陽光発電促進付加金」の設定に伴う認可申請等について

当社は、本日、経済産業大臣に対し、電気供給約款等に平成25年度の太陽光発電促進付加金を設定するための認可申請を行いました。
また、託送供給約款の承認申請について、あわせて行っています。

平成25年度の太陽光発電促進付加金単価

今回、法令等にもとづき算定し、認可申請および承認申請を行った、平成25年度の太陽光発電促進付加金単価は、次のとおりです。

なお、平成25年4月分は、国により、平成24年度の太陽光発電促進付加金単価を適用することが定められています。

(従量制供給の場合)

平成25年4月分	0.15円 / kWh
平成25年5月分 ~ 平成26年3月分まで	0.09円 / kWh

《太陽光発電促進付加金の具体的な算定方法》



(参考) ご家庭1か月当たりの影響額

太陽光発電促進付加金によるご家庭(使用量300kWhの場合)1か月当たりの影響額は、以下のとおりです。

平成25年4月分	平成25年5月分 ~ 平成26年3月分
45円	27円

なお、再エネ賦課金^(注)とあわせると、1か月当たりの影響額は、以下のとおりとなります。

平成25年4月分	平成25年5月分 ~ 平成26年3月分
111円	未定

(注) 再エネ賦課金単価は、毎年度、経済産業大臣が決定しますが、平成25年4月分は現行単価(0.22円 / kWh)を据え置き、平成25年5月分 ~ 平成26年3月分は未定となっています。